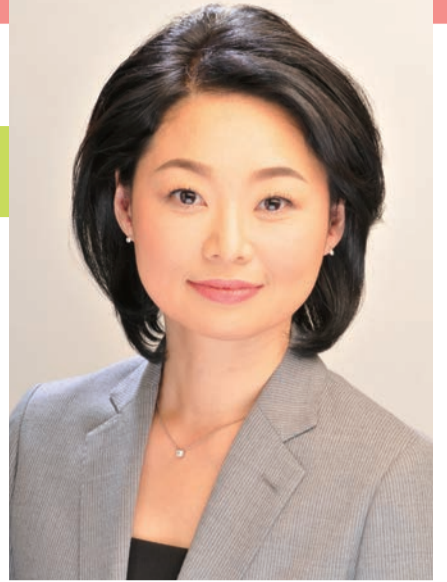


職員倫理条例制定へ 官製談合 県幹部2人逮捕で ～民進・立憲会派が求めていた条例が制定へ!～



昨年11月、県東葛飾土木事務所の幹部職員2人が県発注の排水路工事の入札情報を業者側に不正に漏らしたとして官製談合防止法違反の容疑で逮捕されました。

これを受けて、民進・立憲会派は同12月議会において、再発防止策の一つとして職員倫理条例及び非違行為を行った職員に対する処分基準を新たに制定することを県に強く要望し、県は平成30年2月議会でそれらを制定することを表明しました。

職員倫理条例、処分基準制定へ

県は、官製談合防止法違反の疑いで幹部職員2人が逮捕されたことを受けて、職員の倫理・行動規範について禁止事項を明確に示した条例や非違行為を行った場合の懲戒処分の基準について新たに制定することを、2月議会の民進・立憲会派の代表質問で明らかにしました。

当該事件では、逮捕された県職員を含む複数の県職員が、逮捕された業者側の被告人と会食をしていたことが明らかになっています。

しかし、これまでの県コンプライアンス基本指針では、こうした利害関係者と接触する場合の禁止事項等について曖昧な点があることや、職員が非違行為を行った場合に適用される処分について明文の規程が無かったことから、民進・立憲会派はその策定を求めていました。

県議が関与? 業者から県職員への接待

県の調査及び報道等によれば、逮捕・起訴された業者側の被告人、県議会議員、県幹部職員が一堂に会し、料亭で県議を「囲む会」とする会食はおよそ10年前に始まり、これまでに4回ほど開催され、直近の開催は昨春。県幹部の会費は5千円程度だったとされる一方、料亭は高級な店で夜の懇親会費用は通常5千円では済まないと言われ、さらにはコンパニオンが同席していたとの証言もあります。

公判の中で検察側が示した取り調べ段階での調書では、業者側の被告人から盛大な接待を受けたことも、逮捕された県職員が予定価格等を漏れさせた要因の一つとされており、県職員と利害関係者の会食について明確に規制することが不可欠です。

会食の状況

開催日	平成28年6月17日(金)	平成28年9月13日(火)
場所	千葉市内の高級料亭	千葉市内の高級料亭
参加者	自民党県議 1名 建設会社の元役員(逮捕者) 県職員 13名(逮捕職員含む)	自民党県議 1名 建設会社の元役員(逮捕者) 県職員 9名(逮捕職員含む)
支払いの状況	会費制で5千円	会費制で5千円～1万円 (5千円という証言が多い)
その他	コンパニオンが同席したとの証言もあり	コンパニオンが同席したとの証言もあり

詳細な実態解明と厳正な再発防止策を!

県は、これまでに明らかになった上記2件の接待について職員の費用負担の状況等を調査しているものの、県職員が受けたその他の接待の状況等については、網羅的な調査は実施しないとされています。

民進・立憲会派は、過去数年間にわたるこうした接待・会食の状況を明らかにしたうえで、最も厳しい再発防止策を講ずるよう県に強く求めています。

県の職員倫理条例 罰則明記し制定へ

知事表明 官製談合事件受け

県東葛飾土木事務所(松戸市)の幹部だった職員2人が公共工事の入札情報を漏らしたとされる官製談合事件を受け、森田健作知事は21日、再発防止に向けて職員倫理条例を制定する方針を明らかにした。外部の利害関係者との間で禁止行為を定めるほか、

罰則規定も明記する考えだ。この日の県議会代表質問で木下敬二県議(自民)、中田学県議(民進・立憲)の質問に答えた。森田知事は「(職員倫理基準を)根本から見直す必要があると考えていた。2月9日にあった県コンプライアンス委

員会議でも(弁護士などの委員から)同様の意見をいただいた」と述べた。県行政改革推進課によると、国家公務員倫理法・倫理規程は職員の禁止行為や罰則規定を定め、具体的な処分は人事院規則で運用している。また、職員の禁止行為などを明確にした条例や規程などは少なくとも22道県が定めているという。県は、国家公務員倫理法・倫理規程や他自治体の運用も参考にしながら、条例のあり方や制定の時期を検討していくとしている。

規程は、利害関係者から金品の贈与や金銭の貸し付けを受けることのほか、供応接待や遊技・ゴルフ、旅行などを禁じ、利害関係者と飲食をする場合の届け出も義務づけている。違反すると懲戒処分の対象となる。昨年12月の県議会代表質問では、当時の民進会派(民進・立憲に名称変更)が国家公務員倫理法・倫理規程に準じる規定を定めるよう求めていた。

事件をめぐっては、逮捕された職員が、工事を受注した建設会社の元役員と高級料亭などで複数回会食していたことが明らかになった。また、他の複数の県幹部らが同席していたことも県の調査や朝日新聞の取材でわかった。県は、こうした会食が事件に直接的に結びついたかは不明とする一方、県民に不信感を抱かせる行為だと判断。いまの県コンプライアンス基本指針には職員の順守事項や罰則が明記されておらず、条例制定などの必要性が県議会や県コンプライアンス委員会などでも指摘されていた。

(木村浩之、滝口信之)

地方議員年金「復活」へ!?

～民進・立憲会派は「復活」反対の意見書を提出するも、採択されず!～

報道によれば、「地方議員（県議会議員・市町村議会議員）のなり手不足」などを理由として、地方議員が厚生年金に加入できるようにする法案を今国会に提出することで、自民・公明両党が合意したとされています。

平成23年、地方議員年金は国民年金などより優遇されているなどとして廃止されましたが、

法案が成立すると事実上の地方議員年金の「復活」ともなりかねません。

また、年金掛け金を自治体が半額負担するため、自治体の新たな出費が全国で約200億円増加するとも試算されています。

民主党政権下で廃止された地方議員年金

地方議員年金は、議員の掛け金と自治体の負担金で運営する互助年金として昭和36年から開始されました。しかし、その後の市町村合併に伴う議員数の急激な減少による財政難や、他の年金と比較して「特権的」とも指摘された受給資格などに批判が集中し、当時の民主党政権下で「身を切る改革」として平成23年に廃止されました。

これによって、専業の議員は国民年金に加入することとなりました。

県民の理解を全く得られない「復活」の理由

しかし、ここにきて自民・公明両党は、地方議員引退後の生活を保障することによって、「地方議員のなり手不足」を解消することなどを理由とした、地方議員年金の「復活」で合意したと報道されています。

多くの県民の皆様が国民年金で生活を送っています。それにも関わらず、その国民年金の額では、地方議員引退後の生活が保障されないため、地方議員年金を「復活」させるとしています。こうした理由は県民の皆様の理解が得られるのでしょうか。

また、地方議員年金が「復活」し議員引退後の生活が保障されることをもって議員を目指すような者に、千葉県の将来を託すことについて、県民の皆様の理解が得られるのでしょうか。

民進・立憲会派は「復活」反対の意見書を提出!

民進・立憲会派は、前述のような経緯があって廃止した議員年金の「復活」は県民の皆様の理解は得られないと考え、国に対し「復活」反対の態度表明をするため、「地方議員年金の復活に反対する意見書」を県議会に提出しました。しかし、自民党、公明党などの反対で意見書は採択されませんでした。

民進・立憲会派は、「地方議員のなり手不足」は自治体の規模によって大きな差があること、また、その解消の為に議員定数、報酬体系及び地方議会のあり方など、より大きな視点から考えることが必要であり、その原因を年金制度のみに矮小化することは、結局「なり手不足」解消にはつながらないと考えます。

引き続き、民進・立憲会派は、「地方議員のなり手不足」を理由とした拙速な議員年金「復活」に反対を訴え続けて参ります。是非、皆様のご意見をお寄せください。

地方議員年金の「復活」に反対する意見書について(主要会派)

自民党	民進・立憲	公明党	共産党	市・社・無
反対	賛成	反対	賛成	賛成

※市・社・無 市民ネット・社民・無所属

安藤じゅん子 プロフィール

安藤じゅん子(立憲民主党千葉県議会議員 松戸市選出) 1976年生まれ、地元小中・公立女子高校・早稲田大学・出版社営業を経て2010年より松戸市議会議員。2015年より千葉県議会議員。商工労働企業常任委員会(2015～2017年)、文教常任委員会(2017年～)。千葉県議会定数等検討委員会、女性議員の会。

ホームページ
<https://andojunko.net/>

ツイッター
<https://twitter.com/andojunko>

FAX: 050-3488-7708 Eメール: contact@andojunko.net

Facebook ページ
「安藤淳子と少子化・子育てを考える会」
<https://www.facebook.com/andojunko0529/>

民進・立憲会派の要望が県政で 多く実現しています! 平成30年度予算

子育て環境の充実!

- ・保育士処遇改善事業
- ・子育て世代包括支援センター設置支援事業等

目的・概要 保育士の確保・定着対策を一層推進し、県内の保育環境の改善を図るため、民間保育所等の保育士給与の改善を実施します。

事業内容 県内市町村が行う保育士の処遇改善に係る事業に対して、その1/2(政令市は1/4)を補助します。職員1人につき月額2万円の補助となります。



学校におけるいじめ・不登校対策の推進!

- ・不登校対策支援チーム事業等

目的・概要 いじめ防止や不登校支援に向けた取組を推進し、すべての児童・生徒が安心して学校生活を送ることのできる体制づくりを進めます。

主な事業 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充します。また、不登校児童生徒のうち、長期化等で解消が困難なケースを対象に、スクールカウンセラースーパーバイザー、不登校担当指導主事等がチームを組んで、学校や市町村教育委員会を支援する不登校対策支援チームを設置します。



在宅医療の充実!

- ・地域在宅医療体制構築支援事業
- ・訪問看護ステーション整備促進事業等

目的・概要 病院から在宅医療への切れ目のない円滑な移行や安定的な在宅療養生活を継続するため、病院や患者等からの医療相談対応や、在宅医・訪問看護師などが連携し、患者をチームでサポートする体制構築などに取り組む在宅医療連携拠点の設置・運営費用に対して助成します。

主な事業 ケアマネージャー資格を保有する看護師等を「コーディネーター」として配置し、地域の在宅医や訪問看護師などが連携・協力して対応できるように調整を行う窓口である在宅医療連携拠点の設置等について助成します。



介護人材の確保!

- ・介護人材確保対策事業等

目的・概要 介護人材の確保・定着を図るため、新規就業や離職者の再就業の促進、介護職員のキャリア形成に向けた支援、介護職員の魅力発信やシニア人材の新規参入を促す事業など、総合的な取り組みを実施します。

主な事業 介護の現場への新規就業の促進や潜在有資格者の再就業に向けた支援を行うほか、介護職員のキャリアアップに向けた支援等を行います。

